

避難計画の実効性の欠如

及び

実行する体制の欠如

避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

原発事故の特質性

- ① 放射性物質が拡散されれば、周辺住民の**生命身体に重大な被害**
- ② **将来世代**にまで放射性物質の影響が出る
- ③ 環境汚染は**広範囲かつ長期間**に及ぶ

→ 事故を万が一にも起こしてはならない
最低でも、人を放射性物質に暴露させてはならない

では、事故を100%防ぐことはできるか？

できない。

あらゆる事故原因(設計・施工の瑕疵、老朽化、人為的ミス、テロ、自然災害、隕石衝突等)がある。**事故原因全ての予測は最新の科学的知見でもできない。**

避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

事故を完全に防げない→深層防護の徹底

【深層防護とは】

より高い安全性を求めるため、仮にいくつかの安全対策が機能しなくなっても、全体として適切に機能するような多層的な防護策を構成すべきとの考え方。

第1層～第5層があるが、①階層間の独立、②前段否定の論理 が必要とされる。

IAEAにて採用→国際基準

日本でも原子力基本法2条2項が「安全の確保については、確立された国際基準を踏まえ」と定めていることから、当然に採用。

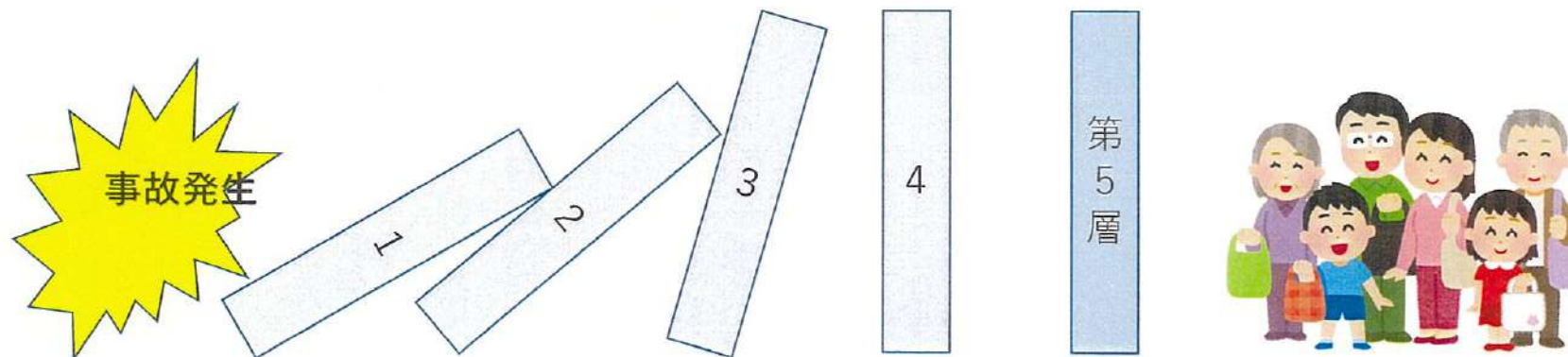
避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

深層防護における避難計画の位置づけ

第5層(人を守るための最後の防護層)

日本では、災害対策基本法、原子力災害特別措置法により規制
具体的な内容は、原子力災害対策指針にて策定

第5層が機能しなければ防護策として不備がある→人格権侵害の具体的危険



避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

原子力災害対策指針による原子力防災の枠組みは十分か

→想定する事故の規模が明らかに過小、被ばく前提の避難計画

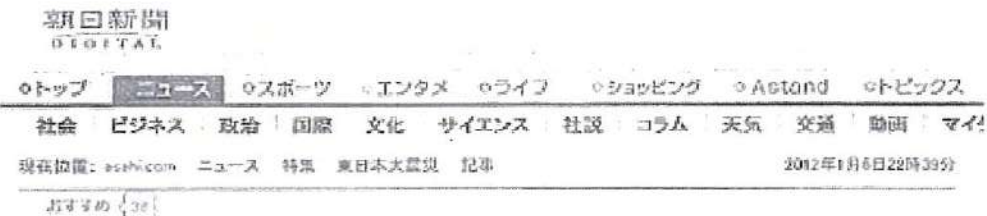
- ・ 原子力災害時の事前対策の参考レベルが、セシウム137の放出量で福島第一原発事故の100分の1
- ・ 30キロ圏までしか避難計画策定が求められていない(30キロ圏外の住民の避難計画は一切ない)
- ・ 避難の要否の判断にSPEEDI等のデータを利用しない(被ばくが前提)

避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

30キロで避難範囲が区切られていることの不合理性

福島第一原発事故時、250キロ圏まで避難対象だった可能性 (甲A244)

実際、30キロ圏外の飯舘村も避難対象 (H23.4.22時点) (福島復興ポータルサイトより)

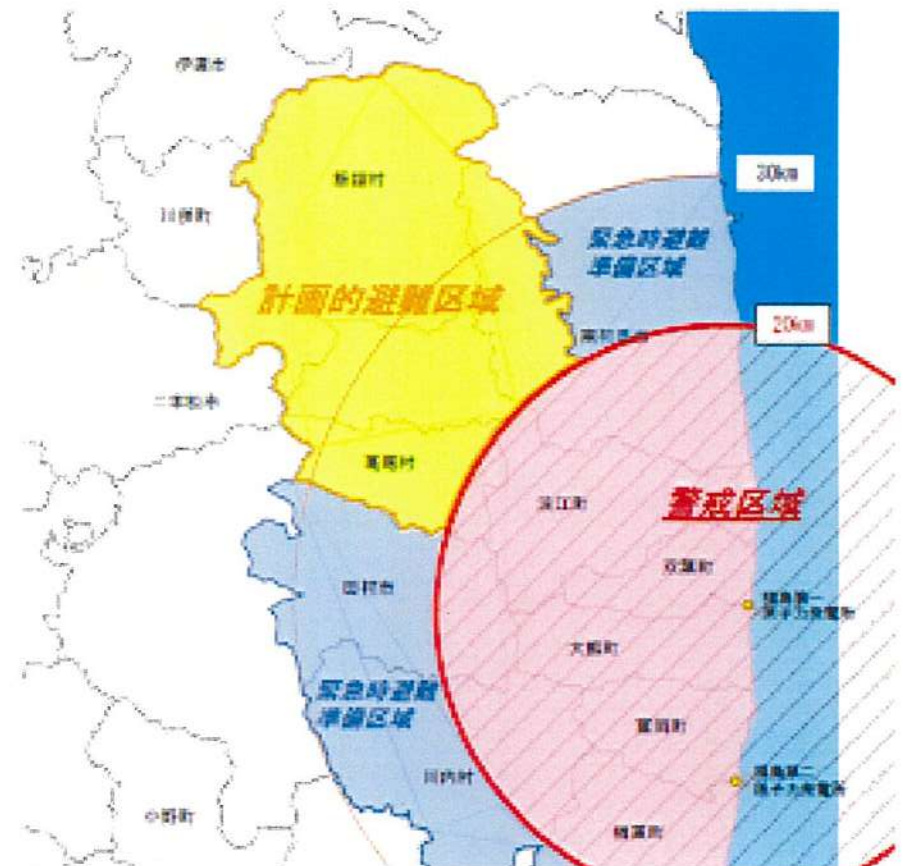


半径250キロ圏内を避難対象 政府の「最悪シナリオ」

東京電力福島第一原発で事故が起きた2週間後の昨年3月25日、事故が拡大すれば、東京都も含む半径250キロ圏内の住民が避難対象になるという「最悪シナリオ」を政府が想定していたことを、6日の閣議後会見で細野豪志原発担当相が明らかにした。

シナリオは、当時首相補佐官だった細野氏が菅直人首相の指示を受け、近藤駿介原子力委員長に依頼、委員長が個人的に作成して政府に提出した。

2倍心分のセシウムによる汚染の場合、強制避難に相当する1平方メートルあたり1460キロベクレルの汚染範囲は原発の半径170キロ、任意避難にあたる555キロベクレルの範囲は半径250キロ。1炉心分でもそれぞれ110キロ、200キロになった。この範囲で放射能が自然に減るのは数十年かかる、とした。



避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

30キロで避難範囲が区切られていることの不合理性



当訴訟団が2012年12月～2013年10月にかけて行った風船プロジェクトの結果。

玄海原発付近からメッセージをつけた風船を飛ばし、発見した人に発見日時を連絡してもらった。

2012年12月8日実施の際には、発射から約7時間後には403km先（徳島県）まで到達
(詳細は甲A257)

発射日時	発見日時	発見場所	距離(km)	発射日時	発見日時	発見場所	距離(km)
10/27 17:48	10/27 17:40	佐賀県杵臼郡江北町大字佐賀市二本松	44km	10/30 21:05		熊本県菊池市	109km
10/27 17:48	10/27 17:43	佐賀県杵臼郡江北町大字佐賀市佐賀西	43km	10/31 10:50	10/31 10:00	熊本県山鹿市久保	99km
10/27 18:00	10/27 17:57	佐賀県杵臼郡江北町上小田	43km	10/31 11:32	10/28 10:00	熊本県山鹿市鶴人町西田	97km
10/27 18:16	10/27 17:30	佐賀県杵臼郡江北町上小田	41km	10/31 12:30	10/31 10:00	熊本県山鹿市鶴人町「あづの丘」付近	102km
10/28 08:55	10/27 17:00	佐賀県杵臼郡江北町上小田	43km	11/01 09:32	10/28 08:30	熊本県菊池市赤星 菊池宮邸	109km
10/28 10:15	10/28 07:00	福岡県大牟田市田原	78km	11/01 11:00	11/01 午前	熊本県山鹿市西牧	95km
10/28 10:35	10/28 05:00	熊本県山鹿市平保田	100km	11/01 14:40	11/01 午前	熊本県山鹿市熊本町平田	100km
10/28 10:45	10/28 10:00	熊本県菊池市市役所 菊池南テニスコート	108km	11/01 15:37	11/1 11:00頃	熊本県山鹿市熊本町津屋	102km
10/28 06:55	10/28 09:40	熊本県阿蘇市 狩野の緑野	126km	11/02 14:10	10/29 頃	熊本県北区楠水町清水	102km
10/28 18:39	10/27 19:00	佐賀県武雄市北方町大崎	37km	11/01 11:42		熊本県菊池市小水	106km
10/28 15:50	10/28 09:00	熊本県玉名郡和木町大塚	93km	11/01 14:29		熊本県	—
10/29 09:10	10/28 09:00	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 狩野の山の山	135km	11/05 15:05	11/5 昼頃	熊本県菊池市赤星	109km
10/29 09:15	10/28 14:00	熊本県菊池市小水	106km	11/08 09:38	11/2	佐賀県唐津市立名瀬小学校付近	2km
10/29 10:00	10/28 10:00	熊本県阿蘇市村尾	126km	11/08 10:00	10/31 午前	熊本県山鹿市鹿央町岩原	99km
10/29 11:45	10/29 10:30	熊本県山鹿市鹿央町千田	97km	11/08 10:23	11月の頃	熊本県山鹿市鹿央町岩原	99km
10/29 12:20	10/29 09:00	熊本県玉名郡和木町大塚 10m 避難区22	87km	11/09 12:33	11/9 朝	佐賀県小城市戸町永田字丹井	50km
10/29 14:55	10/28 06:00	熊本県阿蘇市波野大字波野	142km	11/15 11:55	11/16 朝	熊本県菊池市山田	111km
10/29 17:20	10/29 16:00と17:00	熊本県山鹿市菊池町下内田 計2回	102km	11/16 09:43	11/16 09:43	熊本県玉名郡阿蘇町豊永	30km
10/30 07:51	10/29 夕方	佐賀県杵臼郡江北町八町	45km	11/18 17:55	10月末の昼頃	福岡県みやま市高田町昭和	75km
10/30 10:20	10/28 13:00	佐賀県杵臼郡江北町大字塩田	46km	11/27 12:55	11/27 12:20	熊本県菊池市山田	106km
10/30 13:10	10/30 朝	熊本県阿蘇市一の宮町中道	134km	12/02 11:40	2~3日前	熊本県山鹿市熊本町東氏	102km
10/30 13:40	10/30 09:30	熊本県玉名郡南関町	83km	12/04 13:00	12/04 13:00	熊本県菊池市 鶴山	109km
10/30 14:40	10/28 05:00	福岡県みやま市高田町北新開	83km	12/24 12:16	1週間ほど前	熊本県菊池市豊岡	108km
10/28 11:12	10/28 午前	有明海(福岡県豊津市)	67km	1/9 16:40	1/1 昼頃	唐津市崎子町殿ノ浜 自宅の庭で発見	5km

→30kmで避難範囲を区切ることは、福島第一原発事故の実際とも、自然事象とも整合しない

避難計画の実効性の欠如＞総論(なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害となるか)

原子力災害対策指針は想定する事故規模が過小、被ばくを前提とする点で不合理

→せめて、指針に定められた内容くらい実効性があるべき

水戸地裁令和3年3月18日判決(甲A528)

「EALにおいて震度6弱以上の地震その他の自然現象・外部事象を列挙していることから見て、大規模地震、大津波、火山噴火等の自然現象による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行しうる体制が整っていなければ、第5の防護レベルが達成されているということとはできない。このような場合には具体的危険性が認められるものである」

避難計画の実効性の欠如＞各論

指針において定められた避難計画はあらゆる面で実効性なし
本プレゼンでは時間の制約上、そのごく一部について強調する。

- ① 避難経路が確保できない危険がある
- ② 集団避難の要であるバスの車両、乗務員が適時・適切に配置できない
- ③ 避難支援公務員を確保できない
- ④ 二段階避難を前提とすることの非現実性と危険性
- ⑤ 避難退域時検査場は機能しない
- ⑥ 避難弱者は避難できない

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

複合災害時には道路寸断のおそれ

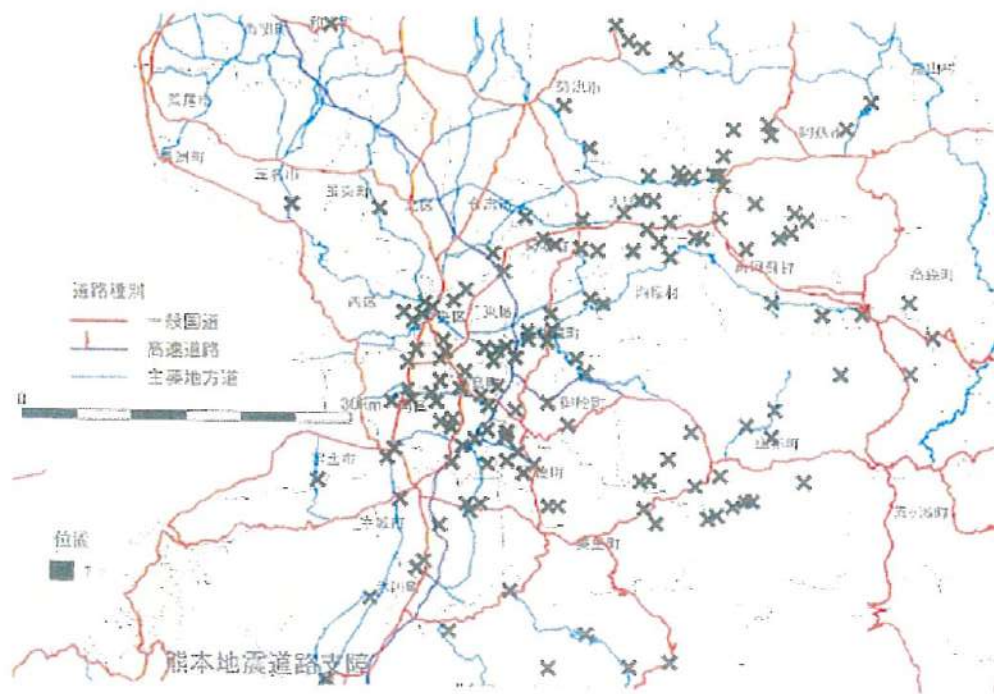


図 31 熊本地震の道路被害

2016年4月熊本地震における道路被害
(甲B125・P65)



図 7 避難経路上の道路支障箇所

2024年1月能登半島地震における道路被害
(甲B205・P31)

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の緊急復旧の状況

令和6年1月8日(月)
7時00分時点

- 1/4から国道249号の緊急復旧に着手。24時間体制を構築し、海側の国道249号の復旧に向け、(一社)日建連により緊急復旧作業を順次実施。
- 沿岸部では被災箇所が多数確認されているため、自衛隊と連携し、内陸からくしの歯状の緊急復旧も進めており、既に6方向で沿岸部へ通路を確保

緊急復旧の進捗率

	1/7 7時	現在
半島内の 主要な幹線道路	約6割 ⇒	約7割
うち国道249号 沿岸部	約2割 ⇒	約4割
沿岸部への到達	5箇所 ⇒	6箇所

※輪島市門前町～珠洲市役所

孤立地区数の推移

1月5日8時	33地区
1月7日14時	24地区

※内閣府防災資料より

※孤立地区には支援物資が届けられているとの情報

写真①



県道38号被害状況

写真②



国道249号緊急復旧

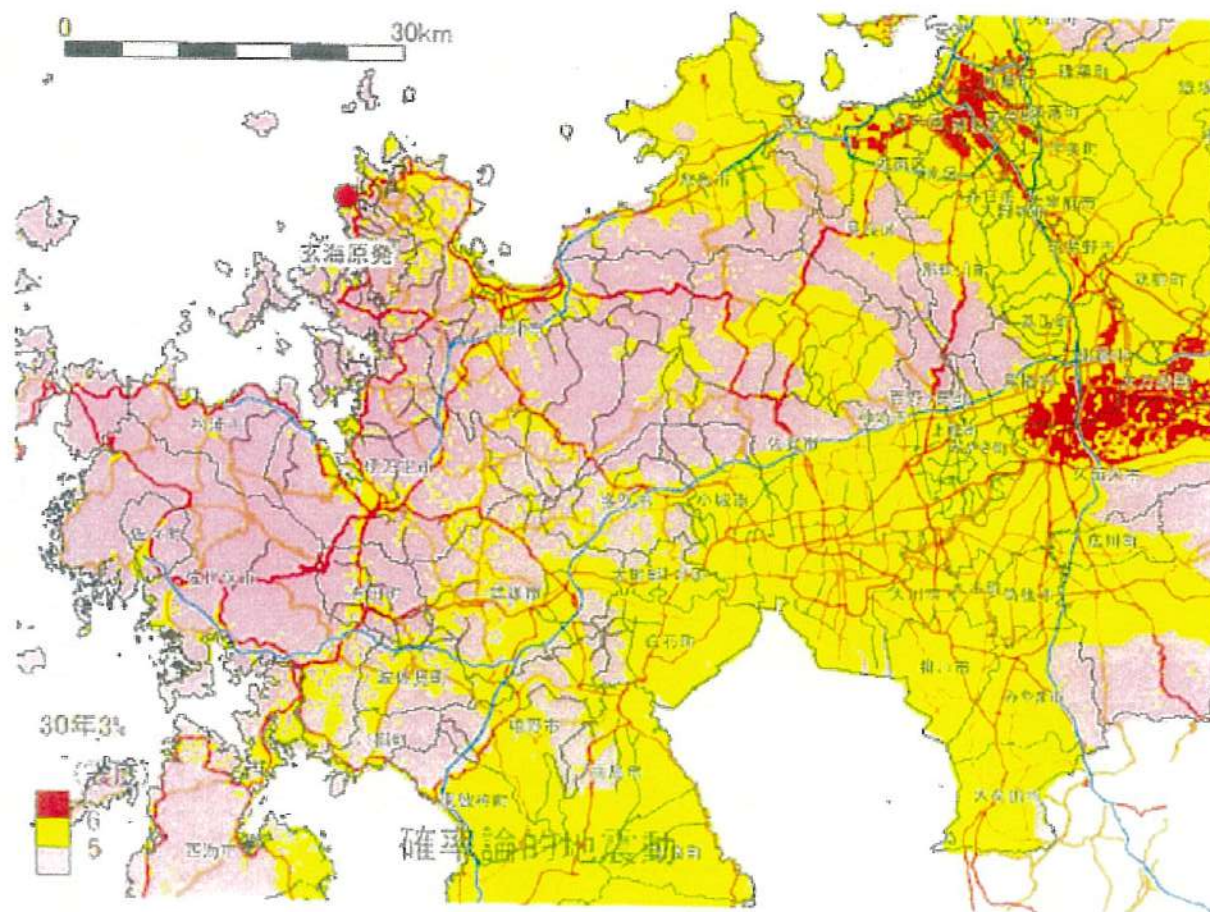


能登半島地震 道路損傷と孤立集落(甲B151)

地震から1週間経っても復旧できない

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

玄海原発周辺での地震動予測地図と避難経路（甲B125・P65）



- ・ 少なくない地域で震度5以上
- ・ 震度6以上の区域もある

→道路寸断のおそれ

図30 避難経路と今後予想される地震動

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

玄海原発周辺での洪水浸水想定区域と避難経路（甲B125・P67）

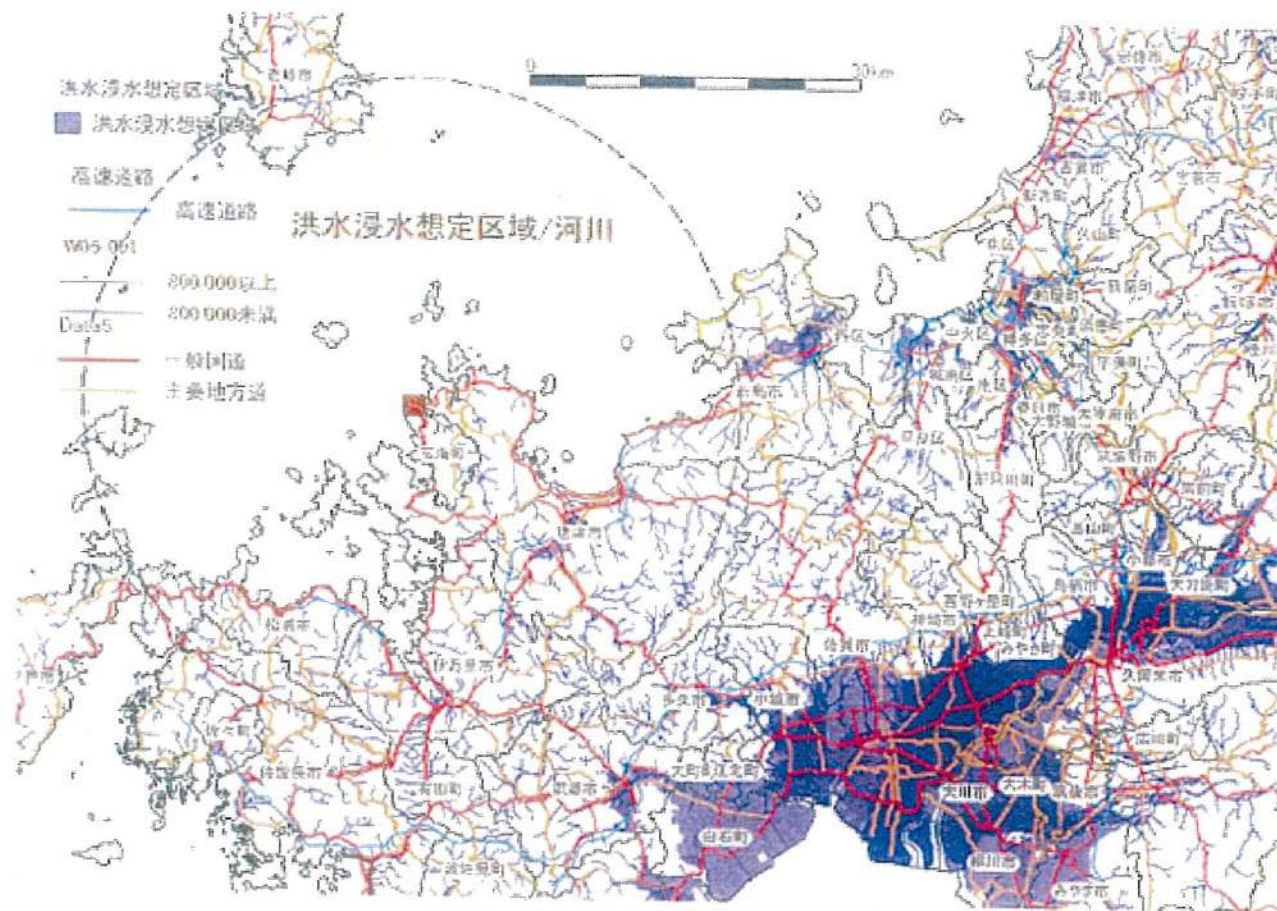


図 35 洪水浸水想定区域・河川

・ 河川の洪水浸水想定区域も避難圏内に散在
→ 道路寸断、避難できないおそれ

・ 2018年7月の西日本豪雨で崩れた伊万里市滝野川地区の生活道路は、半年後も復旧せず（甲B219）

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

渋滞発生 道路寸断、多数の車両の一斉流入、ガソリン切れ、交通事故、停電など多数の要因

→ 避難できなければ、被ばくの危険

福島第一原発事故・2011年3月12日朝9時
(甲B125・P68)



図 36 避難車両の車列（福島県）

能登半島地震・2024年1月6日（甲B149・P27）



避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難経路確保ができない

玄海原発周辺で避難に必要な量のガソリンを補給できない（甲B125・P67）

表 17 燃料供給状況

セクター	SS 数	備蓄量 kL	ガソリン 所要量 kL	充足率
ENE	0	0	95	0
E	1	20	120	17
ESE	12	240	544	44
SE	8	160	288	56
SSE	5	100	82	121
S	8	160	186	86
SSW	3	60	246	24
SW	1	20	188	11
全体	38	760	1751	43

住民拠点サービスステーションに備蓄されている平均ガソリン量と、避難時に必要なガソリン所要量を比較。

- ・ 半数が50%に満たない
- ・ 20%未満が2つ

→避難に必要なガソリンを補給できない。
避難できない。

避難計画の実効性の欠如＞各論＞バスの車両・人員が適時適切に確保できない

玄海原発のPAZ・UPZ圏内市町村の乗合車保有台数（甲B125・P97・表22）

バス等						タクシー	
糸島市	自家用	100	唐津市	自家用	174	糸島市	193
	事業用	85		事業用	173	佐世保市	571
	計	185		計	347	平戸市	39
佐世保市	自家用	365	伊万里市	自家用	111	松浦市	24
	事業用	262		事業用	96	唐津市	185
	計	627		計	207	伊万里市	60
平戸市	自家用	49	玄海町	自家用	25	玄海町	36
	事業用	53		事業用	21		
	計	102		計	46		
松浦市	自家用	29					
	事業用	20					
	計	49					

- ・ 集団輸送が必要な施設は 3 9 9 か所
- ・ 他に、自家用車のない人向けに集落ごとに台数が
- ・ 1つの施設だけで（例：玄海みらい学園） 1 1 台

- ・ 集団輸送が必要な施設は 3 9 9 か所
- ・ 他に、自家用車のない人向けに集落ごとに台数が必要
- ・ 1つの施設だけで（例：玄海みらい学園）11台必要な場所もある。
→UPZまで含めて車両の確保がされているとはいえない
被告九電もPAZ内のことしか主張できていない

避難計画の実効性の欠如＞各論＞バスの車両・人員が適時適切に確保できない

バスの確保の問題

- ・ バスの呼び戻しは容易ではない
- ・ 1台のバスを2往復以上に使うことは困難
- ・ バスの運転手の確保も困難
 - ・ 定員10名を超える車両の運転免許の有資格者は限定されている
 - ・ 運転手の被ばく量は一般公衆の年間被ばく限度1ミリシーベルトが適用される
 - ・ 新潟県のアンケートでは7割の運転手が業務に従事しないと回答

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難支援公務員を確保できない

円滑な避難には公務員の支援が不可欠だが、確保の確証がない

- ・ **被ばくを必然的に伴う業務に公務員に従事させることは違法**
→公務員個人の責任感、善意に依存せざるを得ず、実際に従事してもらえるかは不明

国に対して公務員が業務従事を拒否した場合の対応を釈明したが、国は回答せず

- ・ **避難受入れ側の自治体の用意も必要。しかし、避難訓練参加者はごく少数**
平成28年度～令和2年度までの訓練参加者数（甲B 114～118）
 - ・ 佐賀市 0～12名
 - ・ 小城市 10～17名
 - ・ 太良町 0～5名

避難計画の実効性の欠如＞各論＞二段階避難を前提とする計画策定は誤り

二段階避難

緊急時に屋内退避や近隣地域への一時避難を行い、その後に状況に応じて広域避難へ移行するという避難方法

二段階避難は非現実的かつ危険

- ・ 原発事故の進展速度は予測不可能。住民の迅速な避難の機会を奪う危険性がある
- ・ 気密性の低い住宅では屋内退避しても被ばくする
- ・ 複合災害の場合、そもそも屋内退避ができない可能性もある
- ・ 被ばくの可能性があるので避難せずに30キロ圏内にとどまる住民がどれだけいるのか
- ・ 避難範囲の拡大に伴い、行政対応が複雑化してかえって避難指示が遅れる可能性あり

避難計画の実効性の欠如＞各論＞二段階避難を前提とする計画策定は誤り

複合災害時には家屋が倒壊、インフラ損壊のおそれ→屋内退避できない

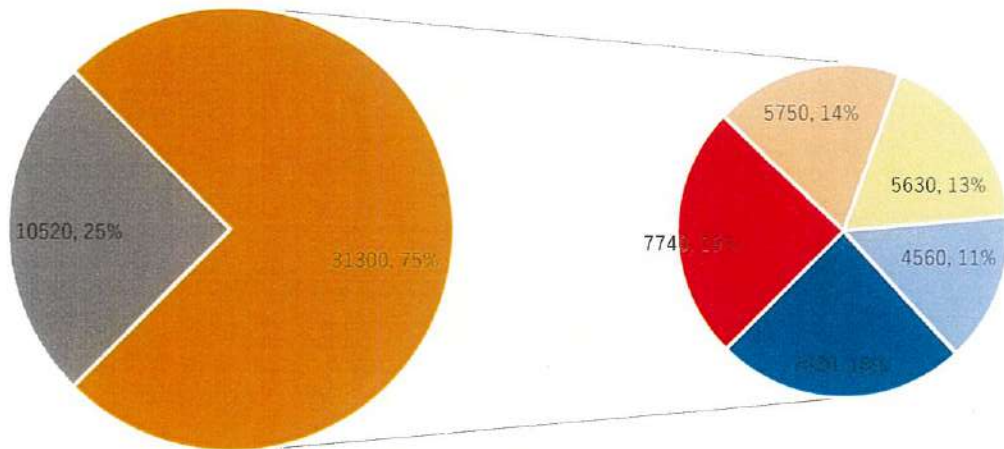


甲B149 能登半島地震では多数の建物が倒壊

避難計画の実効性の欠如＞各論＞二段階避難を前提とする計画策定は誤り

気密性の低い住宅では屋内退避しても被ばくする(甲B125 p 63)

唐津市 木造・非木造建築、築年数の比率



■ 非木造
■ 木造
■ 1970年以前
■ 1971～1980年
■ 1981～1990年
■ 1991～2000年
■ 2001～2018年9月

甲B125・p 58 表12をもとに作成

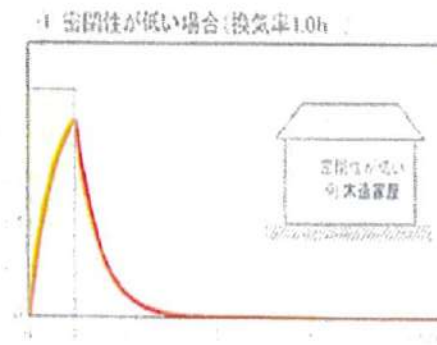


図 28 密閉性が低い場合

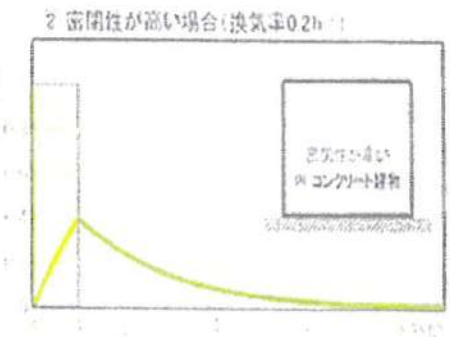


図 29 密閉性が高い場合

・唐津市内の建物4万2720戸のうち75%の3万1300戸は木造

・木造のうち71%は1990年以前に建築

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難退域時検査場は機能しない

避難退域時検査の目的

- ① 初期段階の被ばくを発見、確認、除染し、さらなる追加被ばくを防ぐ
- ② 避難先に汚染を持ち込ませないこと

この目的を達成できなければ意味なし

避難退域時検査場所



※簡易除染しても基準値以下にならなかった場合

- ・人 → 佐賀県医療センター好生館など専門の医療機関で除染します。
- ・車両や携行品 → 検査場所等で一時保管します。

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難退域時検査場は機能しない

バックグラウンド（空間線量率）が高いため、放射線量の測定自体が困難
→避難退域時検査の意味をなさない。

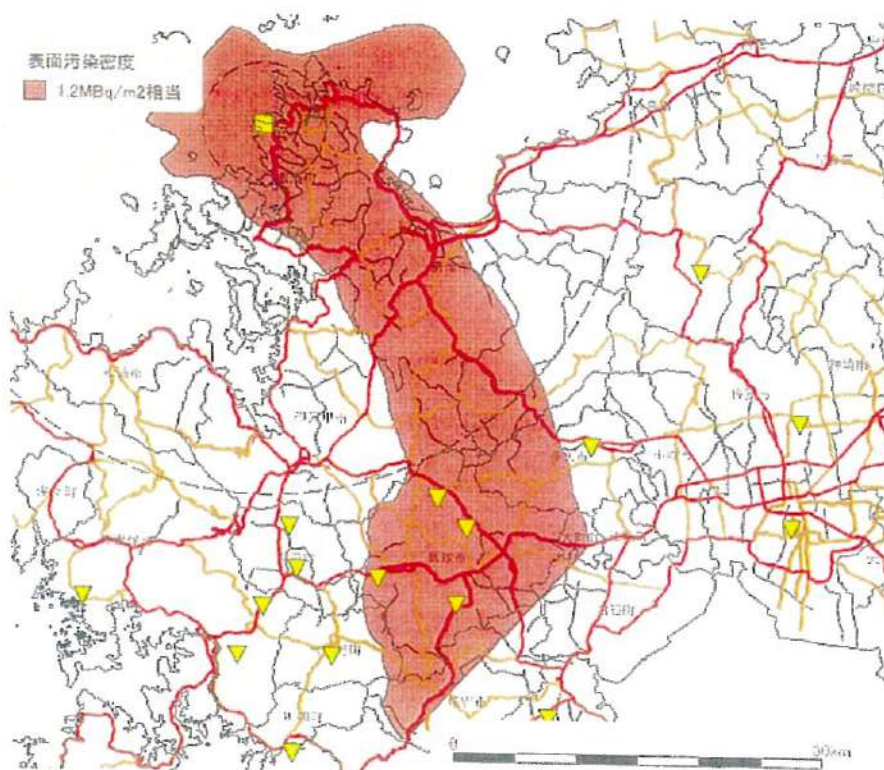


図 38 福島原発事故の SPEEDI 試算を玄海に当てはめた範囲（表面汚染密度）

甲B125・p 73より

- ・福島第一原発事故のSPEEDIの結果を参照して作成
- ・着色部は車両や人の簡易除染が必要となる4万cpmの汚染密度に相当

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難退域時検査場は機能しない

検査場所を適時に開設できない

- ・ 事故進展の予測が困難であるため、適時に検査場所を開設することが困難
- ・ 避難者の流れに逆らって、人員や資機材を送り届けなければならない（道路の問題）
- ・ 電源車や給水車も必要であるが、これらの手配ができることを示す資料なし
- ・ 要員確保の見通しなし

検査除染マニュアルでは、交通誘導員、運転保守要員、受付員、通信連絡員、住民対応員、資材の管理要員が必要とされている。交代要員も必要。

しかし、必要人員数の想定や、手配の定めが一切されていない。

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難退域時検査場は機能しない

検査の処理能力の不足

- ・十分な面積の場所の確保ができていないことを示す資料なし
- ・検査には莫大な時間がかかる
 - ・汚染のない車両で6分5秒
 - ・汚染のある車両で23分4秒
 - ・これを前提に想定すると、本件原発ではセクター別に最大300時間を要する
- 非現実的。待機時間中、被ばく、健康被害の危険

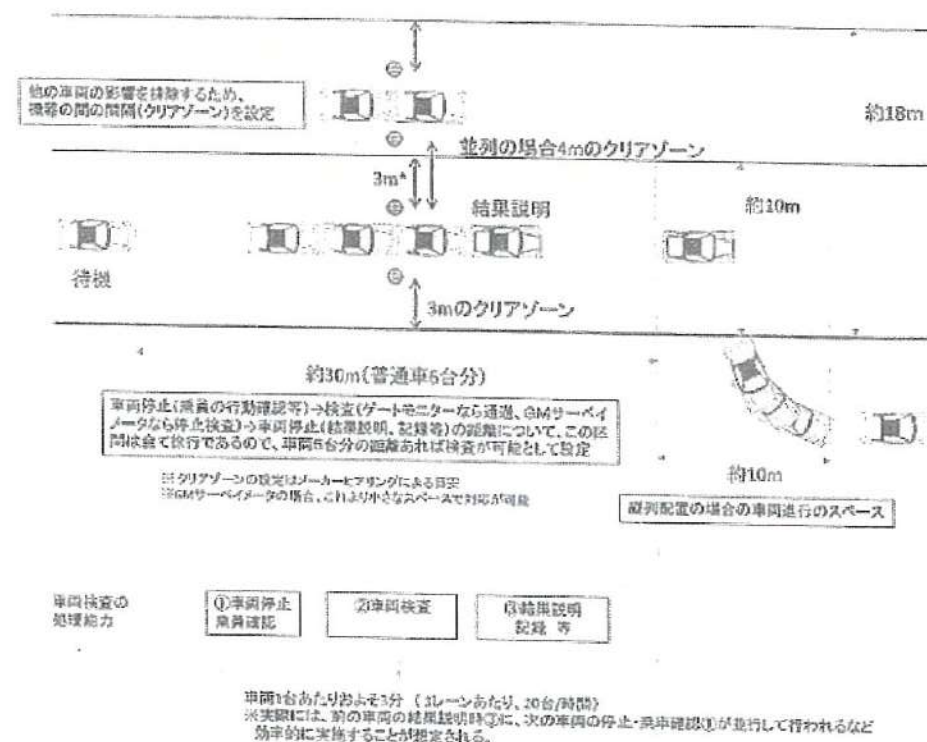


図 40 避難退域時検査レーンの所要スペースのイメージ

**検査待ちの避難者は被ばくの危険を冒して待機、
または待ちきれずに通過する→避難退域時検査の目的達成できず**

甲B125・p81

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

- 1、避難弱者とは
- 2、福島第一原発事故での避難弱者の避難の現実
- 3、玄海原発事故の際に避難弱者が避難できないこと

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

1、避難弱者とは

準備書面 6 7

避難弱者とは、「傷病者や障がい者、高齢者で体が不自由な者など、避難するのに他者の援助が必要な住民」をいう。

学校・幼稚園・保育園の児童・生徒、高齢者施設・障害者施設等の入所者、医療施設の滞在者等の一部は自力避難が困難となる

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

佐賀県内のPAZ，UPZの人口

	PAZ	UPZ	合計
玄海町	3,328	2,026	5,354
唐津市	4,057	115,284	119,341
伊万里市		53,734	53,734
小計	7,385	171,044	178,429

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

長崎県・福岡県内のPAZ・UPZの人口

	PAZ	UPZ	合計
長崎県			
松浦市	0	21,922	21,922
佐世保市	0	9,339	9,339
平戸市	0	10,188	10,188
壱岐市	0	14,292	14,292
小計	0	55,741	55,741
福岡県			
糸島市	0	14,793	14,793
小計	0	14,793	14,793
3県合計	7,385	241,578	248,963

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

要支援者に関する数値

(甲B125・39頁・表5)

	外国人	妊婦数 ※	高齢 夫婦 世帯数	高齢 単身 世帯数	保育所 在所児 数	幼稚園 在園者 数	小学校 児童数	中学校 生徒数	高等学 校 生徒数
糸島市	556	732	4,525	3,052	153	827	5,688	2,839	1,490
唐津市	463	1,050	4,906	5,484	272	297	7,180	4,194	3,472
伊万里市	368	486	2,126	2,159	85	187	3,182	1,642	1,825
玄海町	4	49	150	133	4	0	348	179	277
佐世保市	1,318	2,234	13,213	14,346	653	3,166	13,746	7,154	7,332
平戸市	95	219	1,820	2,150	49	82	1,523	869	883
松浦市	82	164	1,131	1,345	25	0	1,218	688	290
壱岐市	56	203	1,431	1,629	42	309	1,576	840	761
	※妊婦数は統計がないため新生児数と概略同じとみなした								

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

PAZ・UPZ圏内関連市町の自動車保有台数

(甲B125・40頁・表6)

	区分	貨物計	乗合計	乗用計	特種 (殊) 計	小型二輪	計
糸島市	自家用	2,963	100	26265	536	1332	31,196
	事業用	424	85	193	262	0	964
	計	3387	185	26458	798	1332	32,160
佐世保市	自家用	7271	365	66543	2401	3467	80,047
	事業用	1039	262	571	529	0	2,401
	計	8310	627	67114	2930	3467	82,448
平戸市	自家用	990	49	7251	447	221	8,958
	事業用	79	53	39	55	0	226
	計	1069	102	7290	502	221	9,184
松浦市	自家用	858	29	6249	274	283	7,693
	事業用	138	20	24	142	0	324
	計	996	49	6273	416	283	8,017

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

PAZ・UPZ圏内関連市町の自動車保有台数

(甲B125・40頁・表6)

	区分	貨物計	乗合計	乗用計	特種 (殊) 計	小型二輪	計
唐津市	自家用	4880	174	32861	1303	1991	41,209
	事業用	663	173	185	304	0	1,325
	計	5543	347	33046	1607	1991	42,534
伊万里市	自家用	2213	111	16971	655	869	20,819
	事業用	802	96	60	212	0	1,170
	計	3015	207	17031	867	869	21,989
玄海町	自家用	440	25	1722	93	135	2,415
	事業用	13	21	36	14	0	84
	計	453	46	1758	107	135	2,499
壱岐市	本土側への自動車避難はないとして省略						

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

2、福島第一原発事故での避難弱者の避難の現実

準備書面 6 7

福島第一原発事故時には、避難による負担のため、高齢者・傷病者などの要援助者が2011年3月末までに少なくとも60人が亡くなった。

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

3、玄海原発事故の際に避難弱者が避難できないこと

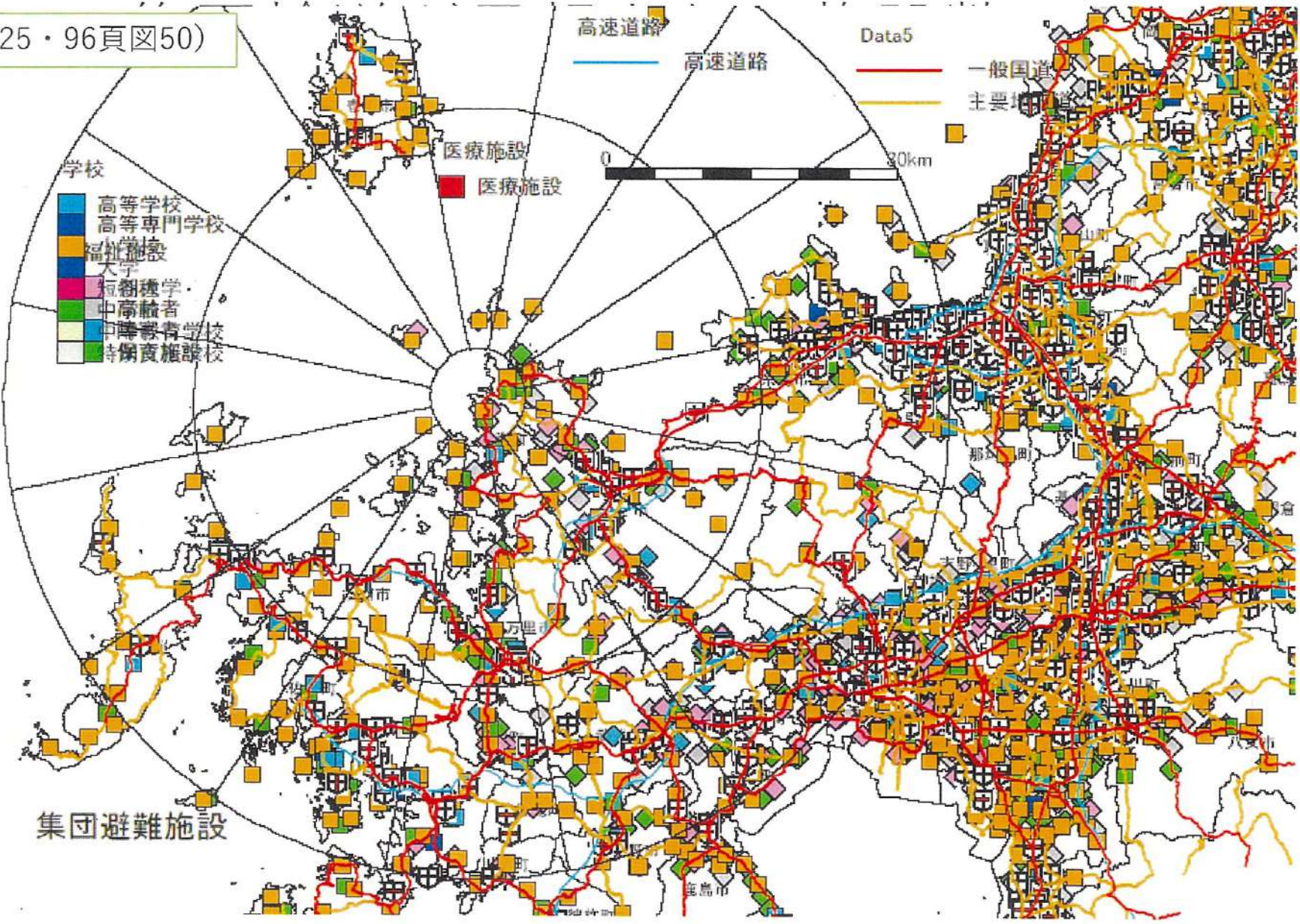
(1) 集団輸送体制の不備

緊急事態に際して、学校・幼稚園・保育園の児童・生徒、高齢者施設・障害者施設等の入所者、医療施設の滞在者等の一部は自力避難が困難の為、バス等による集団輸送が必要となる。

(2) 避難先の不備

避難弱者、特に高齢者や医療施設の滞在者等は設備の整った施設でなければ生命・身体の維持が困難となる。

(甲B125・96頁図50)



避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

集団輸送が予想される施設数

(甲B125・96頁・表21)

	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	全体
医療施設	0	2	11	6	1	9	3	2	34
小学校	2	5	13	11	6	12	9	7	65
中学校	1	4	9	5	3	8	4	3	37
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	3	3	1	4	1	0	12
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	1	0	1	0	0	2
各種(福祉)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者	3	8	30	33	12	28	0	0	114
障害者	0	2	13	19	0	18	0	0	52
保育施設	3	5	21	12	8	30	2	2	83

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

玄海原発のPAZ・UPZ圏内市町村の乗合車保有台数（甲B125・P97・表22）

バス等				タクシー			
糸島市	自家用	100	唐津市	自家用	174	糸島市	193
	事業用	85		事業用	173	佐世保市	571
	計	185		計	347	平戸市	39
佐世保市	自家用	365	伊万里市	自家用	111	松浦市	24
	事業用	262		事業用	96	唐津市	185
	計	627		計	207	伊万里市	60
平戸市	自家用	49	玄海町	自家用	25	玄海町	36
	事業用	53		事業用	21		
	計	102		計	46		
松浦市	自家用	29					
	事業用	20					
	計	49					

- ・ 集団輸送が必要な施設は 3 9 9 か所
- ・ 他に、自家用車のない人向けに集落ごとに台数が必要
- ・ 1つの施設だけで（例：玄海みらい学園）11台必要な場所もある。
→UPZまで含めて車両の確保がされているとはいえない
被告九電もPAZ内のことしか主張できていない

避難計画の実効性の欠如＞各論＞避難弱者は避難できない

設備の整った避難先が不足している

福島第一原発事故の際、

「今村病院では3月15日、医療設備のない体育館への一時避難が終了した後、医療環境の確保のため福島県災害対策本部に電話をしたところ、「自力で探してほしい」との指示をされた。その後、同病院医師の知り合いに電話をかけたが、断られるか、先方の人員不足から看護師とヘルパーの同行なら場所を貸すという条件付きの承諾がほとんどであり、転院の終了は同月17日と遅れた。

双葉病院では、体育館から先の転院先の手配の一部は、県災対本部が担当したが、大部分は双葉病院の関係者自身による手配となった。しかし、一度に多数の患者を受け入れることのできる病院はほとんどなく、少人数ずつに別れて各病院に転院することになり、転院先は計90か所にも及んだ（甲A1・385頁）。」

避難計画の実効性の欠如＞結論

- **原子力災害対策指針の枠組み自体が不合理（事故想定規模、被ばく前提）**
 - **指針の定める計画に実効性がなく、実行できる体制もない**
 - ・ 複合災害を想定した避難計画が策定されていない
（例：道路の寸断への対処）
 - ・ 確実に避難できる確証がない
（例：バス車両や運転手の確保、避難退域時検査場の場所や人員の確保）
 - ・ 非現実的な計画が策定されている（二段階避難）
 - ・ 法律違反の計画が策定されている（避難支援公務員）
- **五層の防護に不備あり。人格権侵害の危険あり**